

發出時九同合集山下會時八節日十月七

暴力を認めて秩序ある運動を妨げるも

のがある。

無類の暴徒を認めて労働組合を認め

ないものがある。

彼等は暴徒した。狂、醜、あらゆる

愚態を演し、その本性を暴露した。

そして金力と、暴力と、兇器を以て殊

序の破壊を期して居る。

然し吾人はまだ解力縛々として居る。

神戶全労働者諸君よ来り投じ冲天の意

氣を示し其行を盛んならしめ訓練ある威

力を示さうではないか。

労働團體聯合大示威行列

新開地西筋東川崎町ニ出テ川崎造船所ニ至
リ三發進船所ヲ經テ川崎兵庫工場ヲ初メ正午
十二時假留監獄ニテ解散會場以外ニテ角々

先頭 電 川崎造船所職工團

三發進船所職工團

友京印刷工所職工團

友京印刷工所職工團

友京印刷工所職工團

友京印刷工所職工團

友京印刷工所職工團

友京印刷工所職工團

演 午後二時
同三發進船所職工團
午後七時
同友京印刷工所職工團
午後九時
同友京印刷工所職工團
會場 川崎兵庫工場
はばき不聴の衆

注

●救護班 藥品、を携帯せしめ脚急
自動車に搭脚、看護婦、
治療班を置く

●秩序 酒氣を帯び棍棒を所持す
る者並に暴行の憂ある者
は行列に加へず

●連絡 指揮者、警護委員、俱介
の通達を守る事

各自水筒携帯の事